

23 国際第 569 号

関税割当公表第 63 号

平成23年度上期及び平成23年度の関税割当公表の一部改正について

農林水産省組織令の一部を改正する政令の施行等に伴い、とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づく平成23年度上期及び平成23年度の関税割当公表について、平成23年3月11日付け22国際第1059号関税割当公表第41号、第46号、第58号、第61号の一部を下記のとおり改正し、平成23年9月1日から施行する。

平成23年8月31日

農 林 水 産 省

記

1. 平成23年3月11日付け22国際第1059号関税割当公表第41号、第46号、第58号、第61号の規定中「総合食料局」を「食料産業局」に改める。